

令和2年度西北地域食育実践向上事業 委託業務仕様書

1 目的

地域住民を対象に、参加・体験型プログラムの実施を通じて、西北地域の農林水産業や食文化について学び、考えるための機会を提供することにより、「食」や農林水産業への理解促進を図るとともに、地域食材の活用や、望ましい食習慣を身につけることの大切さをはじめとする「食育」への理解を促し、地域住民の食育実践度の向上に資することを目的とする。

2 委託業務の内容

事業実施者（受注者）は、県（発注者）と委託契約を締結し、西北地域県民局地域農林水産部と協議しながら次の取組を実施する。

- (1) 西北地域の特色を生かした食育活動の企画・実施
(実施例)
 - ・地元食材への理解を深めるための農業体験、漁業体験、生産者との交流
 - ・収穫した農産物等を使った調理体験
 - ・郷土料理や行事食を伝承するための講座、調理実習
 - ・地元食材を使い、和食文化への理解を深める体験
- (2) 参加者に対するアンケートの実施と取りまとめ
- (3) その他、上記（1）～（2）の実施に関連して必要な業務

3 委託業務実施期間

契約を締結した日から令和3年1月29日（金）まで

※実績報告書の提出は令和3年2月26日（金）まで

4 委託金額の支払方法

概算払とする。

なお、事業計画の変更又は中止等により、既に交付済の委託費において実績報告書に基づく精算額を超える額が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、期限を定め、発注者は受注者に対してその超過額の返還を求めるものとする。

5 実績報告

受注者は、業務の完了後、実績報告書及び以下の資料を、業務が完了した日から30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い期日までに冊子及び電子媒体で発注者に提出するものとする。

- ・イベント実施時の写真データ
- ・アンケート集計結果（原本添付のこと）

6 その他

- (1) 受注者は、業務の過程において発注者と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、体験型プログラムの実施に当たり、偶発事故等によって参加者が死亡又は障害を負った場合に補償するための傷害保険に加入すること。
- (3) 受注者は、新型コロナウイルス感染症、天災その他、やむを得ない事由により事業計画の内容を変更又は中止する場合には、発注者と事前に協議すること。